



松總行第 58 号

令和 3 年 6 月 4 日

松本市議會議長 芝 山 稔 様

松本市長 臥 雲 義 尚



### 議会からの政策提言への対応方針について

貴市議会から令和 3 年 3 月 29 日付け松議第 313 号により政策提言のありました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

#### 1 政策提言事項

スマート農林業の推進に関する提言（経済地域委員会）

#### 2 政策提言への対応方針

別添のとおり

## 政策提言への対応方針

### 1 スマート農林業の推進に関する提言（経済地域委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>(1) シンポジウム等の開催によるスマート農林業の普及促進</p> <p>スマート農林業に対する農林業従事者の認知不足解決のためには、シンポジウム等の開催による積極的な情報発信は有効な手段であるといえます。</p>	<p>(1) 担当課 産業振興部農政課 環境エネルギー部森林環境課</p> <p>(2) 現状 スマート農林業の必要性がわからない、また、必要性は感じているが、具体的にどのように取り入れたらよいかわからないといった農林業従事者が多くいるとみられ、取組みは進んでいない状況です。</p> <p>(3) 対応方針 ア シンポジウムやセミナーの開催、会議等での資料配布等により、スマート農林業に対する農林業従事者の理解を深めます。 イ 農林業従事者が必要としているスマート農林業を把握するため、意向調査を実施し、地域にふさわしいスマート農林業の普及促進を図ります。</p>
<p>(2) 補助金等の創出による農林業従事者への適切な財政支援</p> <p>スマート農林業の高額な導入コストに対する農林業従事者への適切な財政支援は、スマート農林業を効果的に推進するために不可欠な施策であるといえます。</p>	<p>(1) 担当課 産業振興部農政課 環境エネルギー部森林環境課</p> <p>(2) 現状 スマート農業の導入を対象とした国の補助事業がありますが、採択のハードルが高く、活用できない状況です。</p> <p>(3) 対応方針 スマート農業導入の際にも利用可能な、認定農業者を対象とする既存の市単補助事業もありますので、導入の意向や需要を踏まえ、補助対象の範囲や助成内容など、適切な財政支援について検討します。</p>

	<p>(3) スマート農林業を活用できる人材の育成や相談支援体制の整備及び専門性を備えた職員の配置</p> <p>スマート農林業を活用できる農林業従事者を積極的に育成する必要があります。また、最新の知見と専門性を備えた職員を配置し、スマート農林業を活用しやすい環境を整備することが必要です。</p>
	<p>(1) 担当課 産業振興部農政課 環境エネルギー部森林環境課</p> <p>(2) 現状 ア 令和3年度から、専門家や研究機関等の援助を受けてスマート農業導入を検討する農業従事者を支援します。 イ スマート機器導入事例の現地視察や実演会等に参加し、職員の知見を広げるよう努めています。</p> <p>(3) 対応方針 ア スマート農林業に関する最新情報の収集に努め、農林業従事者からの相談に対応できる体制を整備します。 イ 国や県、農林業団体等と連携し、スマート農林業を活用できる人材の育成に努めます。</p> <p>(1) 担当課 産業振興部農政課 環境エネルギー部森林環境課</p> <p>(2) 現状 ア 中山間地の農業で負担が大きい畦畔管理の省力化を図るため、令和元年度に草刈ロボットの実証試験を行い、課題等の洗い出しをしました。 イ 令和2年度も引き続き実証試験を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で実施を見送りました。 ウ 令和3年度はこれまでの課題等を踏まえた実証試験を実施する方向です。</p> <p>(3) 対応方針 伊那市・浜松市等の先進事例を参考に、松本市で取り組むことができる実証フィールドの構築について前向きに検討します。</p>

<p>(5) 森林環境譲与税の活用による官民共通G I Sの構築と「新たな森林管理システム」(森林経営管理制度)への活用</p> <p>「新たな森林管理システム」に必要な不可欠であると考えられる森林G I Sの構築にあたり、官民共通の森林G I Sを構築・活用することを提言します。また、財源について、森林環境譲与税の活用を検討してください。</p>	<p>(1) 担当課 環境エネルギー部森林環境課</p> <p>(2) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 森林整備プランニングマップを作成しています。</li> <li>イ 地区ごとの意向調査を実施中です。</li> </ul> <p>(3) 対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 森林整備プランニングマップと林地台帳をマッピングし、意向調査結果を反映した新たなシステムを構築します。</li> <li>イ 基本となる森林G I Sデータは、意向調査、林地台帳等の個人データを多く含むため、民間との共通構築は難しいですが、システムを基に意欲と能力のある林業経営者と集積計画、森林情報(個人データは除く)を共有し、林業経営の効率化と森林管理の適正化を一体的に促進します。</li> <li>ウ 事業実施には、森林環境譲与税を財源とすることを検討します。</li> </ul>
---	--